

議案第34号

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案
に関する意見決定の件

社会教育行政の一部を移管するため、西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する
条例の一部を改正する条例を制定するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第29条に基づき提示すべき意見について、別紙のように決定する。

令和2年10月14日提出

西宮市教育委員会
教育長 重松 司 郎

(別 紙)

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例案
に関する意見

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いては、異議ありません。

令和2年10月14日

西宮市教育委員会

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成25年西宮市条例第18号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、本則第2号中「除く」を「含む」に改め、同号を本則第3号とし、本則第1号を本則第2号とし、本則に第1号として次の1号を加える。

- (1) 図書館、郷土資料館及び公民館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

西宮市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

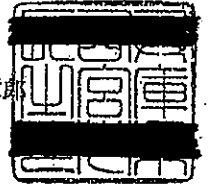
現行	改正案
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(新規)</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>(2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。</p> <p>(1) <u>図書館、郷土資料館及び公民館（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。</u></p> <p>(2) <u>スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</u></p> <p>(3) <u>文化に関すること（文化財の保護に関することを含む。）。</u></p>



西総発第30号
令和2年8月20日
(2020年)

西宮市教育委員会 様

西宮市長 石井 登志郎



社会教育行政の一部移管について

本市は現在、少子高齢化の進展や人口減少、災害対応など、多様化・複雑化する行政課題に直面しています。これらの課題を解決するため、今後大きな要になるものがシチズンシップの醸成と地域コミュニティの強化です。

このような状況の中、公民館などの社会教育機関はこれまでの市民一人ひとりの生涯にわたる学びを支援する役割に加え、地域活性化、コミュニティの場、まちづくりの拠点としての役割も期待されています。一方で現状は、組織的な位置づけから、業務内容の範囲は教育の範疇に限られ、コミュニティの推進等に積極的につながりにくい状況となっています。

生涯にわたる学びを通じた人づくり、つながりづくりが、シチズンシップを育み、地域コミュニティを強化し、引いては持続可能な地域づくりに資すると考えられます。そのため、図書館や公民館などの社会教育施設が、文化・スポーツ施設等の市の施設と連携し、生涯学習を全庁的に推進する組織体制を構築する必要があります。また、今後は、社会教育を基盤とした生涯学習政策と地域づくりを推進するコミュニティ政策が効果的に連携できる組織体制が望ましいと考えられます。

文化財保護行政につきましても、郷土資料館を拠点に、市内に多数存在する文化財を地域資源として活用し、まちづくり、観光など他の行政分野と連携した総合的な取組みにつなげることが求められています。

以上のことから、社会教育行政の一部を市長の事務としたいと考えています。

つきましては、下記のとおり教育委員会が所掌する事務を市長の事務とすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づきご意見を伺います。

記

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号の規定に基づき、社会教育機関のうち、図書館、郷土資料館及び公民館の設置、管理及び廃止について市長が所掌すること
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第4号の規定に基づき、文化財の保護に関する事について市長が所掌すること

※10月23日の総合教育会議の議題「社会教育行政の一部移管について」では、
本資料(8/5教育委員会一般報告済み)を用いて説明し意見交換します。

民生常任委員会 教育こども常任委員会 所管事務報告
資 料
令和2年9月10・11日

※報告日までは外部への
資料提供はご遠慮ください。

生涯学習の全庁的な推進体制について

産業文化局 生涯学習部 生涯学習企画課
生涯学習事業課
教育委員会 社会教育部 文化財課
地域学習推進課
読書振興課

生涯学習の全庁的な推進体制について

1 生涯学習に関する動向 資料①「中教審答申概要」

◆中央教育審議会答申 平成30年12月

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」より要旨抜粋

◆「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第9次一括法） 令和元年6月7日に公布・施行

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」、「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」が一部改正され、地方公共団体の判断により、首長が、条例の定めにより、社会教育施設を所管する仕組みが導入されました。

2 西宮市社会教育委員会議の答申

◆「活力を維持・発展し続けていくコミュニティ形成に必要な社会教育の在り方」について（答申）

平成30年1月16日

◆「今後の生涯学習の推進と社会教育のあり方について ー人生100年時代を見据えた社会の持続的発展のための学びの推進ー」（答申） 令和2年1月16日

3 西宮市の目指す方向 資料②「市民性をはぐくむ西宮市生涯学習推進体制イメージ」

- 1 「学びと活動の好循環」の実現による地域社会を担う人材育成、持続可能な地域社会の実現
- 2 市長を中心とした全庁的な生涯学習推進体制の確立
- 3 生涯学習施策の体系化、学校教育を含む各教育施策との連携強化
- 4 生涯学習関連事業の推進体制の効率化
- 5 社会教育施設、文化施設等を含む複合施設の在り方の見直し

4 令和2年度の生涯学習推進体制の整備

◆生涯学習部の設置

令和2年度、産業文化局に生涯学習部を設置し、同部に教育委員会事務局から社会教育課を移管し、生涯学習企画課としました。

◆生涯学習審議会の設置

社会教育に関する審議会的機能を果たしてきた社会教育委員会議を、全庁的に実施されている生涯学習関係施策について、市長からも教育委員会からも諮問・答申ができるよう、地方自治法に基づく地方公共団体の附属機関である生涯学習審議会に移行しました。

◆生涯学習推進本部の設置

庁内の生涯学習関連部局の情報共有と連携強化を図り、生涯学習施策を円滑かつ効果的に推進するため、市長を本部長とする局長級による本部を設置しました。また、両副市長の下、生涯学習に直接関わる部署を中心に幹事会を組織し、推進本部所管事務を着実に推進します。

◆生涯学習推進計画の策定

生涯学習推進計画は、第5次総合計画の部門別計画として、市民の学習に関連する本市の取り組みについて、その基本的な考え方や施策の方向性を総合的・部門横断的に定め、生涯学習に関連する施策・事業を行うすべての行政部門に関わる計画として今年度中の策定を目指します。計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする予定で、生涯学習審議会で協議を進めています。

5 令和3年度以降の組織改正及び取組み

◆社会教育機関の移管

令和3年度、図書館、公民館、郷土資料館について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第1号に基づき、特定社会教育機関（条例に基づく長が所管する社会教育機関）として、市長事務部局へ移管する方向で協議を進めています。

このことにより、市長を中心とした全庁的な生涯学習推進体制を確立し、市長と教育委員会が連携を密にして、学校教育を含む各教育施策の連携強化、生涯学習関連事業の効率化、社会教育施設、文化施設等を含む複合施設の在り方の見直しなどに取組みます。

なお、移管にあたっては、社会教育の政治的中立性、継続性及び安定性の確保、学校教育との連携を確保するため、特定社会教育機関を設置及び廃止する場合は、社会教育法に基づき、教育委員会の意見を聴かなければならないものとする規則を制定し、社会教育の適切な実施の確保に努めます。

また、社会教育部が所管しているコミュニティ・スクール、放課後の居場所づくり事業、PTA活動への支援、青少年補導活動など特に学校教育と関連の深い事業については、引き続き教育委員会が担当していきます。

◆文化財保護行政の移管

令和3年度、文化財保護行政についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項第4号に基づき、市長事務部局へ移管する方向で協議を進めています。

これまでの文化財保護行政に加え、景観まちづくり、観光など他の行政分野と連携した総合的な取組みにつなげることをねらいとしています。文化財保護法第183条の3に基づく文化財保存活用地域計画を策定し、市内に多数存在する文化財にストーリーやテーマによりつながりを持たせ、地域資源として活用していくことを、これからの文化財保護の重点的施策としていきます。

◆生涯学習事業の執行体制について

市が実施する生涯学習は、生涯学習事業や公民館・図書館を所管する社会教育関係各課だけでなく、環境・福祉・産業などの各施策担当課においても様々な生涯学習事業を実施しています。今後行政で実

施する生涯学習事業においては、個人の自己実現だけでなく、学びの成果を地域に還元し貢献できる人材育成や、学び合いによる人とのつながりづくりに注力していきたいと考えています。

そのため、全庁的な生涯学習事業に横串を刺し体系化するとともに、組織間の連携を強化し、効果的・効率的な事業展開を図ってまいります。あわせて、公民館・図書館・生涯学習大学宮水学園など既存の生涯学習事業について、市民の生涯学習を総合的に支援する観点、職員の専門性・業務の継続性等を確保する観点から、実施体制のあり方を検討します。

◆コミュニティ施策との連携について

生涯学習を推進し、人づくり、つながりづくりを通して、主体的に課題解決に取り組む市民意識の醸成、地域社会を担う人材育成に取り組むことは、住民自治のまちづくりの基盤となります。今後も、生涯学習施策とコミュニティ施策が連携し、生涯学習社会を基盤とした持続可能な地域づくりの実現に資する組織体制に向け、引き続き検討してまいります。

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について (答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

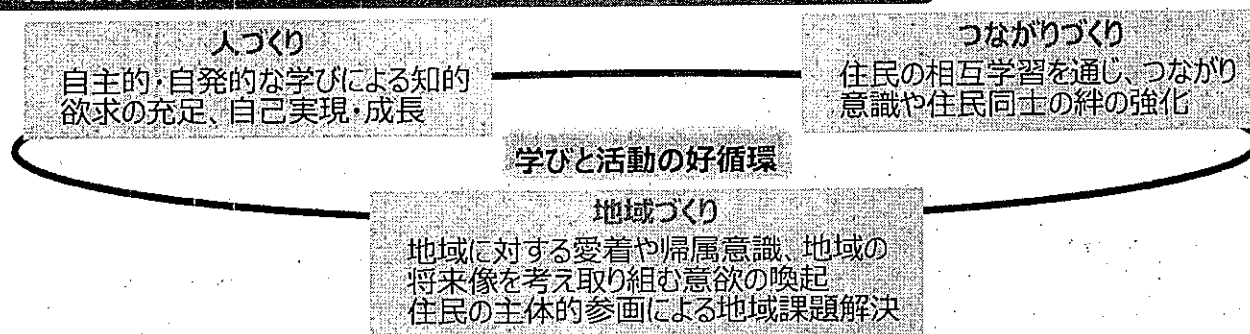
<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- ・人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- ・人生100年時代の到来、Society 5.0実現の提唱等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

- | | | |
|--|--|--|
| <p>住民の主体的な参加のためのきっかけづくり</p> <p>社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化</p> | <p>ネットワーク型行政の実質化</p> <p>社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働</p> | <p>地域の学びと活動を活性化
する人材の活躍</p> <p>学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し</p> |
|--|--|--|

開かれ、つながる社会教育へ

<「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

1. 学びへの参加のきっかけづくりの推進

- ・楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- ・子供・若者の参画を促し、地域との関わりや動機付けとなり得る成功体験づくり
- ・社会で孤立しがちな人々に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- ・各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

2. 多様な主体との連携・協働の推進

- ・首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- ・NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- ・地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

3. 多様な人材の幅広い活躍の促進

- ・地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- ・教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

4. 社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- ・各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- ・クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

第2部 今後の社会教育施設の在り方

<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。

- ・公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- ・図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- ・博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。



生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

◆ 特例を設けることについて

（他行政分野との一体的運営による質の高い行政の実現の可能性）

- ・社会教育施設の事業と、まちづくりや観光等の他の行政分野の社会教育に関連する事業等を一体的に推進することで、より充実したサービス等を実現できる可能性。
- ・福祉、労働、産業、観光、まちづくり、青少年健全育成等の他の行政分野における人的・物的資源や専門知識、ノウハウ、ネットワーク等の活用により、社会教育行政全体を活性化できる可能性。
- ・社会教育の新たな担い手として、まちづくりや課題解決に熱意を持って取り組んでいるがこれまで社会教育と関わりがなかった人材を育成・発掘できる可能性。

（施設の効果的・効率的な整備・運営の可能性）

- ・首長部局が中心となって行っている社会資本整備計画等を通じた施設の戦略的な整備や、様々な分野が複合した施設の所管を一元化することによる、当該施設の効率的な運営の可能性。

◆ 社会教育の適切な実施の確保の在り方について

同時に、社会教育の適切な実施の確保（政治的中立性の確保、住民の意向の反映、社会教育施設としての専門性の確保、社会教育と学校教育の連携等）のためには、本件特例を設けるに当たり、教育委員会による関与など一定の担保措置※を講ずる必要がある。

※担保措置については、例えば、地方公共団体において所管の特例についての条例を定める際に、教育委員会の意見を聴くこととする、といった例が議論されたが、具体的な在り方については、国において、法制化のプロセスにおいて具体的に検討すべき。

◆ 地方公共団体において特例措置を活用する場合に留意が求められる点

- ・特例が活用される場合でも、当該施設は引き続き社会教育施設であり、法令の規定を踏まえた専門的職員の配置・研修、運営審議会等を活用した評価・情報発信等が重要。
- ・教育委員会は社会教育振興の牽引役として引き続き積極的な役割を果たしていくことが重要（総合教育会議等の活用、首長部局やNPO等との連携・調整等）。地方行政全体の中に、社会教育を基盤とした、学びを通じた人づくり・つながりづくり・地域づくりの視点を明確に組み込んでいくことが重要。

